

## 令和3年度要電源重度障がい児者の災害時等支援に係る市町村会議議事概要

○日時：令和3年7月29日（木） 14：00～14：50

○場所：オンライン開催

○出席者：64名

(敬称略)

市町村名	所属	職名	氏名(敬称略)
岐阜市	障がい福祉課	副主査	山田 真里
羽島市	福祉課	係長	水谷 浩之
各務原市	社会福祉課	社会福祉課長	浅野 早苗
		主事	菊池 真穂
	防災対策課	防災計画係長	鈴木 紘平
山県市	福祉課	課長補佐	川瀬 智美
瑞穂市	福祉生活課	総括課長補佐	藤橋 克年
本巣市	総務課	主査	桑原 将司
岐南町	総務課	防災対策監	塩谷 裕久
	福祉課	課長補佐	川合 雅昭
笠松町	福祉子ども課	主任	小川 沙織
	総務課	主事	山田 光太郎
北方町	総務危機管理課	係長	堀 峻滋
大垣市	障がい福祉課	主幹	内藤 修二
		主任	安倉 恵理子
海津市	社会福祉課	係長	勅使川原 誉
養老町	健康福祉課	係長	内藤 伸也
垂井町	健康福祉課	欠席	
関ヶ原町	住民課	課長補佐	松野 智美
	総務課	係長	中尾 浩一
神戸町	健康福祉課	主査	神田 博仁
輪之内町	福祉課	課長補佐	野田 理恵
安八町	福祉課	欠席	
揖斐川町	健康福祉課	係長	高橋 真紀
		主査	和藤 香
		主事	加藤 泰祈
大野町	総務課	係長	目加田 悟
	福祉課	係長	横幕 みち代
池田町	健康福祉課	課長補佐	高木 美由紀
関市	福祉政策課	課長補佐	佐藤 勉

美濃市	福祉子ども課	社会福祉係長	梅村 祐樹
美濃加茂市	福祉課	係長	間宮 幸也
可児市	福祉支援課	主任	遠渡 亮太
郡上市	社会福祉課	障がい福祉係長	北田 浩隆
	子ども発達支援センター	主任	羽田 野恵
坂祝町	福祉課	主査	村瀬 広法
		主任	河村 有美
富加町	福祉保健課	主任	岸 陽介
川辺町	健康福祉課	課長補佐	井戸 陽子
七宗町	住民課	欠席	
八百津町	健康福祉課	主事	近藤 啓二
白川町	保健福祉課	欠席	
東白川村	保健福祉課	保健福祉課長補佐兼 保健係長	桂川 のぞみ
御嵩町	福祉課	係長	瀬瀬 泰浩
	総務防災課	係長	伊左次 洋一
多治見市	福祉課	総括主査	市川 大輔
	企画防災課	主査	松崎 志保
中津川市	社会福祉課	係長	安保 淳史
瑞浪市	生活安全課	課長補佐	高橋 克彦
	社会福祉課	課長補佐	山路 雅子
		課長補佐	水野 正直
恵那市	社会福祉課	課長補佐兼係長	柘植 篤志
	危機管理課	係長	北原 茂昭
土岐市	福祉課	課長補佐	水野 伸一
	子育て支援課	主査	足立 昌隆
	危機管理室	危機管理係長	水野 圭司
	消防本部	警防課課長補佐	加藤 隆司
高山市	福祉課	福祉・障がい係長	山本 貴文
	子ども発達支援センター	子ども家庭相談係長	谷口 友和
飛騨市	障がい福祉課	課長	平田 直久
		主査	谷口 直外
		主査	中谷 晃太郎
下呂市	社会福祉課	欠席	
白川村	村民課	欠席	

所属	職名	氏名
危機管理部防災課地域支援係	課長補佐兼地域支援係長	高橋 広昭
健康福祉部医療整備課医療整備係	主査	三森 克俊
健康福祉部保健医療課難病対策係	主任技師	山内 倫子
健康福祉部医療福祉連携推進課	課長	森 庸総
健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係	課長補佐兼 障がい児者医療推進係長	向井 俊貴
健康福祉部医療福祉連携推進課 障がい児者医療推進係	主事	田口 健太

## 開 会

開会あいさつ（医療福祉連携推進課長）

## 議 事

### 1 県の要電源重度障がい児者災害時等支援施策について

#### ○資料説明

- 資料 1 - 1 要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業
- 資料 1 - 2 避難行動要支援者名簿の作成にかかる難病患者等の情報提供について
- 資料 1 - 3 アレルギー疾患患者及び難病患者等に関する災害時の対応について

#### ○説明

（医療福祉連携推進課 説明）

要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク構築事業は、電源を必要とする医療機器を使用する在宅の重度障がい児者に対して、災害時に有効な支援が行えるよう、医療機関、電力会社、福祉施設、行政等の関係機関による支援体制の整備を促進するものとして、今年度は2つの取組を行っていく。

一つ目は、在宅重度障がい児者災害時等支援ネットワーク会議等の開催である。災害時の要電源重度障がい児者支援においては、市町村で要電源重度障がい児者を特定した上で、災害対策基本法による個別計画の策定を行う等の支援体制の整備が重要である。

要電源重度障がい児者の把握については、災害対策基本法に基づき、市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとされている。また、避難行動要支援者の避難行動支援については、市町村が主体となり、地域住民はもとより、民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者等と連携を図りながら、必要な対応をとることが重要である。そこで、今回の市町村会議にて、各市町村での要電源児者の把握と災害時の支援等体制の整備につなげていただきたいと考えている。

また、災害時等支援ネットワーク会議の開催については、医療機関、電力会社、行政等、要電源重度障がい児者の災害時支援に関わる関係機関に出席いただき、災害が発生した際、要電源重度障がい児者の電源確保のために、各関係機関がどのような支援を行っていくか、具体的な対策について情報共有を行い、災害発生時における要電源重度障がい児者への支援の促進と充実につなげていく。

二つ目に、自助の促進として、要電源重度障がい児者が災害発生時に電源を確保するためのガイドブックの製本・配布を行う。

要電源重度障がい児者のご家族が、岐阜県で起こり得る主な災害である地震、水害を想定し、事前にどのような準備をすべきか、どのように電源を確保するか等を紹介し、発電機、蓄電池やカーインバーターを用いた予備バッテリーを充電するための電源確保や、電源を用いない医療的ケアの方法について紹介するもの。

(保健医療課 説明)

災害対策基本法49条の10第2項に記載の事項について、市町村の求めに応じて都道府県から情報提供を行うことができるとされている。各市町村の必要に応じて情報提供の依頼をいただきたい。

情報提供の依頼については、市町村長名の依頼を書面でいただき、県から難病患者の名簿を電子ファイルにて提供を行っている。なお、災害対策基本法第49条の10第2項に記載の事項のうち、「六 避難支援等を必要とする事由」は、県では把握できないため、同項一から五の事項について情報提供を行うこととなる。

また、人工呼吸器を使用するALS等の方については、災害時の準備や避難行動計画の作成を早めに着手することが重要と考えている。指定難病の受給者証を新規で発行する際、市町村担当者と保健所職員がご本人を訪問することもあるため、その機会等を通じて関係者と情報共有しながら進めていただきたい。

## ○質疑・意見交換

なし

## 2 災害対策基本法の一部改正について

### ○資料説明

資料2 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

### ○説明

(防災課 説明)

5月20日に改正災害対策基本法が施行された。今回の改正では、個別避難計画の作成の努力義務化と、避難勧告と避難指示の一本化の大きく2つの点が改正された。個別避難計画は、従来は個別計画と呼ばれ、市町村で作成することが望ましいと内閣府の取組指針で示されていたものが、今回の法改正で市町村に努力義務化された。国からは、概ね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいと示されているので、市町村での取組みをお願いしたい。

個別避難計画の作成については、要配慮者の心身の状況、在住地域の災害リスク、支援者の状況を勘案し、優先度を決めて、普段関わっている福祉等の支援者とも連携し、作成していただくことになる。

県内市町村のうち、8市町村は個別避難計画が未作成となっている。個別避難計画が未作成の市町村については、今年度中にひとつでも作成いただきたい。今後、各市町村の取組状況を調査する。取組状況の調査結果や、他県や県内での取組、先行事例を市町村と共有し、県全体で効率的に取組を進められるよう支援していきたいと考えている。

(医療福祉連携推進課 説明)

県が3月に開催した「要電源重度障がい児者災害時等支援ネットワーク会議」にて、出席された当事者団体の方から、「避難支援に関しては、個人情報保護が壁になると思うが、要電源重度障がい児者ひとりひとりを特定することから始めていただきたい。」とのご意見をいただいた。要電源重度障がい児者の災害時支援を検討するにあたっては、所在を把握する、避難行動要支援者名簿に登載し、個別避難計画を作成する、避難先の受入れ体制を検討するというステップを経ることが重要であると考えます。

まずは、各自治体において、支援の必要な方々がどこにいるのかの把握を進めていただきたい。

今年度の障害福祉サービス等報酬の改定により、障害福祉サービス等の支給決定における医療的ケアスコア表にて、要電源重度障がい児者を把握することができるようになったが、要電源重度障がい児者の把握は、障がい福祉担当課の情報のみでは困難である。相談支援専門員のモニタリングや保健部局の保健師による巡回訪問などの情報が重要である。

本人の同意を得て、庁内の各関係課の情報も共有し、内部的に活用する仕組みづくりが必要である。

また、医療的ケア児等コーディネーターが把握している情報も重要である。3月のネットワーク会議にて、「訪問看護ステーションでは、訪問看護利用者の情報を市町村へ提供する仕組みがある」とのご意見をいただいた。市町村におかれては、積極的に訪問看護ステーションの情報提供を求め、得た情報を活用いただきたい。このほか、各市町村で設置している医療的ケア児等支援の協議の場に参加する支援者からの情報提供に活用するとともに、災害時支援について積極的に協議いただきたい。

次の段階は、把握した要電源重度障がい児を避難行動要支援者名簿に登載し、個別避難計画を作成することが重要となる。

取組指針では、避難行動要支援者の範囲として「人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる」「保護者と同居する障害児が「保護者との同居」等の要件のみで避難行動要支援者名簿への掲載がされないことがないよう留意すること」とされている。そのため、家族と同居している要電源重度障がい児者についても、避難行動要支援者の対象となりうることから、名簿に登載すべきと考えられる。

具体的な把握と名簿への登載ができれば、次は個別避難計画や避難する先との調整を行うこととなる。

医療的ケア児者は病院を避難先とするというケースも少なくないが、病院と十分な調整が必要と考える。それが難しいようであれば、福祉避難所又は指定避難所が避難先となる場合もあると考える。医療機関以外の福祉避難所が避難先となる場合、電源装置等を整備する必要がある。

また、電力会社において、「要電源重度障がい児者等の連絡に応じて、個別的に停電時等の電源確保に対応している事例がある」とネットワーク会議で意見があった。災害時における要電源重度障がい児者の電源確保について、電力会社の営業所等と連携を行うことも一つの手段と考える。

要電源重度障がい児者の所在を把握することから進めていただきたい。今回ご出席の所属はもちろんのこと、医療的ケア児等支援に関わる保健、教育、保育等の各部署、庁外の支援者と協議の上、災害時支援の検討を進めていただきたい。

## ○質疑・意見交換

なし

### 3 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金について

#### ○資料説明

資料3 要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金（概要）

#### ○説明

在宅で生活する人工呼吸器等の医療機器を使用する重度障がい児者は、災害等によって電源を喪失することが生命の危機に直結する。そのため、長時間の停電時等においても医療機器を使用する重度障がい児者が日常生活を継続するために、ご家庭において非常用電源装置等を備えていただくことが重要となる。そこで、県では、要電源重度障がい児者災害時等非常用電源整備事業費補助金を今年度新規に事業化した。

補助対象事業は、重度障がい児者に貸与する非常用電源装置を市町村が購入した場合に、県が購入経費の2分の1を助成するものと、電源が必要な重度障がい児者に対し、市町村が行う非常用電源装置の購入費補助に対し、県が2分の1程度補助する二通りである。対象となる非常用電源装置は、正弦波インバーター発電機、ポータブル蓄電池、DC/ACインバーターの3種類である。

この補助金では、電源が必要な重度障がい児者の個別避難計画の策定を要件としている。そのほかの条件として、購入費助成には、日常生活用具給付と同等の自己負担を求めるものとしている。自己負担の算定は市町村ごとに異なるが、各市町村での規定に準じていただくことになる。また、当補助金の利用は、対象者1名につき1回のみとなる。

各市町村におかれては、電源が必要な在宅重度障がい児者の個別避難計画の策定を進めていただき、併せて、県補助事業をご活用いただきたい。

#### ○質疑・意見交換（→：出席者 ○：県）

○ 当補助金について、いくつかの市町村で今年度対応予定とうかがっている。関市でのこれまでの取り組みや今後の状況などを伺いたい。

→ 県の交付要綱が施行されたため、当市でも要綱作成の検討を行い、市長協議にてすぐに実施すると判断し要綱作成に至った。6月補正にて予算計上し、予算額としては、正弦波インバーター発電機、ポータブル蓄電池、DC/ACインバーターの各区分を3名分補助することとして63万円を計上した。当市では、市内在住の要電源重度障がい児者をすべて把握しているわけではないが、保健センターで把握している医療的ケア児のうち、要電源重度障がい児者に該当すると考えられる方や日常生活用具の支給状況を確認し、おおよそ3名であったことから、3名分として計上した。

当市の交付要綱については、7月1日施行としている。広報としては、7月号の広報誌や、市公式ホームページにて周知しており、そのなかで交付要綱も掲載している。市の交付要綱では、対象者は県の要綱に準じており、非常用電源装置等の補助基準額も同等としている。基準額を超えた分と住民税の課税者については1割を自己負担分としており、日常生活用具と同条件としている。申請時に個別避難計画を作成していない方は、避難行動要支援者名簿に登載し、個別避難計画を作成していただくこととしている。これまで問い合わせは2件あり、要電源重度障がい児者に該当する方ではなかったが、今後問い合わせが増えると考えている。また、当市での非常用電源装置等の整備の予定は

ない。(関市)

- 関市では、3名分の63万円を計上したとのことであったが、申請が予算を上回った場合は、補正で対応するのか。
- 件数が多ければ、補正にて対応していく予定。(関市)
- 承知した。続いて高山市での検討状況をお伺いしたい。
- 6月市議会にて議員から非常用電源装置の購入費助成ができないかと質問があった。高山市としても、命に直結することもあるので、今現在検討を進めている。(高山市)
- 検討しているということだが、具体的にいつの補正で行うというところまで進んでいないということか。
- 今現在どのような段階かを申し上げる状況にない。(高山市)
- 県の補助事業は今年度から創設されたということで、今年度補正または来年度当初予算に必要であれば計上いただきたいとの話であった。当市では今後ニーズ調査を行い、来年度事業で盛り込んでいきたいと考えているが、県の補助事業は来年度も継続されるという認識で進めてよいか。(飛騨市)
- 今年度の市町村での実績にもよるが、当課としては来年度も継続する予定と考えている。

閉 会

以 上